

大阪労働局発表
平成29年12月18日

【担当】
大阪労働局職業安定部職業安定課
電話 06-4790-6300

報道関係者 各位

梅田公共職業安定所における文書の誤交付について

大阪労働局（局長 田畑 一雄）は、梅田公共職業安定所（所長 阪口 佳之、以下「梅田所」という。）において発生した個人情報を含む文書の誤交付について、下記のとおり事実を確認のうえ、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせいたします。

記

1 概要

梅田所において、求職者A氏（以下「A氏」という。）に求人票を交付する際、誤って求職者B氏（以下「B氏」という。）の求職情報を記載した文書（以下「求職票」という。）を混入して交付するという事案が発生した。

※求職票には、B氏の氏名、生年月日、住所、電話番号、学歴、免許・資格、経験した主な仕事、就職についての希望等が記載されている。

2 事実経過

- （1）平成29年12月7日、梅田所において、職員CがB氏の職業相談を行い、採用内定を受けた旨報告があったため、交付を予定していた求人票を交付せずに職業相談を終了した。
- （2）同日、職員CがA氏の職業相談を行い、求人票を交付したが、その際、B氏に係る求職票を混入したことに気付かずに誤って求人票とともにA氏に交付した。
- （3）同月8日、A氏から電話連絡があり、交付された求人票に他者の求職票が入っていた旨申し出があり、誤交付が判明した。
- （4）同日、同所において、A氏に対し庶務課長が経過説明及び謝罪を行い、了承を得るとともに、誤交付した当該求職票を回収した。
- （5）同月13日、同所において、B氏に対しD統括職業指導官が経過説明及び謝罪を行い、了承を得た。

3 発生原因

職員CがA氏に求人票を交付する際、交付する書類を一枚一枚確認するという基本動作を怠ったこと。

4 再発防止策

(1) 梅田所における取組

平成29年12月11日、緊急幹部会議を開催し、所長より当該事案の事実経過を説明の上、今後の再発防止に向けて個人情報のより厳格な管理を徹底するよう指示をした。

また、幹部職員から速やかに全職員（非常勤職員を含む）に対して、個人情報の適切な管理・取扱いを再度徹底するよう指示をした。

職業相談部門においては、求職者に書類を交付する前に1枚1枚確認するとともに、職業相談を実施するごとに交付した書類の枚数を書面に記録し、職業相談を担当した職員が押印または署名することとした。

さらに、ファイルを複数使用して、個人情報を含む書類と交付する書類をそれぞれ区別して管理・保管することとした。

(2) 大阪労働局における取組

平成29年12月20日に職業紹介及び事業所サービス業務担当者研修を実施し、個人情報漏えい事案発生防止、特に、交付する書類を確認する等基本的な作業手順の徹底を図るよう指示を行う。